明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十一年七月三日

○第百七十一回国会 衆議院会議録 第四十四号

平成二十一年七月三日（金曜日）

平成二十一年七月三日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長提出）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（環境委員長提出）

午後一時三分開議

○議長（河野洋平君）　これより会議を開きます。

○谷公一君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

環境委員長提出、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案及び美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（河野洋平君）　谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長提出）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（環境委員長提出）

○議長（河野洋平君）　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長水野賢一君。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔水野賢一君登壇〕

○水野賢一君　ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、水俣病被害者に関する救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取り組みを明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、政府は、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとすること。なお、一時金については関係事業者が支給する等とすること、

第二に、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直しについて、まず、環境大臣の指定を受けた特定事業者は事業再編計画を作成し同大臣に認可申請をしなければならず、同大臣は、当該事業者が一時金の支給に同意し、かつ、一定の要件に適合すると認めるときは認可をするものとすること。また、この計画に基づき新たに設立する事業会社への事業譲渡等に関する特例を定めるとともに、事業会社の株式を譲渡しようとするときはあらかじめ環境大臣の承認を得なければならないものとし、この株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結するものとすること、

第三に、政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとすること、

なお、この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行うとの原則に基づいて行わなければならないものとすることなどであります。

本案は、本日の環境委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

次に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しようとするもので、その主な内容は、

第一に、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制を図るため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすること、

第二に、政府は、海岸漂着物対策のための基本方針を定め、都道府県は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、地域計画を作成するものとすること、

第三に、海岸管理者等は、その管理する海岸の清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならないものとし、市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならないものとすること、

第四に、政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置及び法制の整備を講ずるものとすること

などであります。

本案は、本日の環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案につきましては、海岸漂着物等の処理等の推進に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（河野洋平君）　これより採決に入ります。

まず、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案につき採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河野洋平君）　起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野洋平君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長（河野洋平君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時十分散会

出席国務大臣

環境大臣　斉藤　鉄夫君

○議長の報告

（議席変更）

一、昨二日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

一七九	谷津　義男君	
一九二	木村　義雄君	
二五一	宮路　和明君	
二五二	西野あきら君	
二五三	鈴木　恒夫君	
二五四	原田　義昭君	
二五五	村上誠一郎君	
二六五	臼井日出男君	
二六八	塩谷　立君	
二六九	林　幹雄君	

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任		補欠	
佐々木隆博君		大島　敦君	
山田　正彦君		松本　剛明君	
笠　浩史君		松野　頼久君	
経済産業委員			
辞任		補欠	
林　幹雄君		小杉　隆君	
議院運営委員			
辞任		補欠	
藤井　勇治君		西本　勝子君	
佐々木憲昭君		穀田　恵二君	
保坂　展人君		日森　文尋君	
西本　勝子君		藤井　勇治君	
穀田　恵二君		佐々木憲昭君	
日森　文尋君		保坂　展人君	

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任		補欠	
伊藤　忠彦君		菅原　一秀君	
稲田　朋美君		西本　勝子君	
浮島　敏男君		大高　松男君	
小里　泰弘君		江渡　聡徳君	
木原　誠二君		安井潤一郎君	
棚橋　泰文君		山内　康一君	
土井　亨君		北村　茂男君	
藤野真紀子君		井脇ノブ子君	
高木　陽介君		大口　善徳君	
安井潤一郎君		小野　次郎君	
小野　次郎君		猪口　邦子君	
井脇ノブ子君		藤野真紀子君	
猪口　邦子君		木原　誠二君	
江渡　聡徳君		小里　泰弘君	
大高　松男君		浮島　敏男君	
北村　茂男君		土井　亨君	
菅原　一秀君		伊藤　忠彦君	
西本　勝子君		稲田　朋美君	
山内　康一君		棚橋　泰文君	
大口　善徳君		高木　陽介君	

（議案提出）

一、昨二日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外五名提出）

（議案付託）

一、昨二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（吉田泉君外十一名提出、衆法第一七号）

環境委員会　付託

政党助成法の一部を改正する法律案（葉梨康弘君外二名提出、衆法第二七号）

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会　付託

（議案送付）

一、昨二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員法の一部を改正する法律案（原田義昭君外七名提出）

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

一、昨二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

一、昨二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

（質問書提出）

一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

低周波振動による被害対策に関する質問主意書（吉井英勝君提出）

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する第三回質問主意書（赤嶺政賢君提出）

政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館建設の必要性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

いわゆる飯塚事件に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第三回質問主意書（鈴木宗男君提出）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

平成二十一年七月三日

提出者

環境委員長　水野　賢一

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法

目次

前文
第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　救済措置の方針等（第五条・第六条）
第三章　水俣病問題の解決に向けた取組（第七条）
第四章　公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し（第八条―第十六条）
第五章　指定支給法人（第十七条―第二十九条）
第六章　雑則（第三十条―第三十七条）
第七章　罰則（第三十八条―第四十二条）
附則

水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成七年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となったメチル水銀を排出した事業者をいう。

2　この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下「補償法」という。）第二条第二項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域（当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。）の属する県をいう。

3　この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）第三条第一項の認定を受けた者、補償法第四条第二項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であって関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結しているものをいう。

4　この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約（当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。）をいう。

5　この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

（救済及び解決の原則）

第三条　この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。

（国等の責務）

第四条　国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、前条の趣旨にのっとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならない。

第二章　救済措置の方針等

（救済措置の方針）

第五条　政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給（以下「救済措置」という。）に関する方針を定め、公表するものとする。

2　前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第四条第二項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨

二　四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項

三　費用の負担その他の必要な措置に関する事項

3　第一項の方針のうち一時金の支給に関する部分については、関係事業者の同意を得るものとする。

4　政府は、関係事業者に対し、第一項の方針に基づき一時金を支給することを要請するものとする。

5　関係事業者は、前項の要請があった場合には、一時金を支給するものとする。

6　関係事業者は、前項の支給に関する事務を第十七条第二項の指定支給法人に委託することができる。

7　関係県は、第一項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

8　政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

（水俣病被害者手帳）

第六条　政府は、前条第一項の方針において、同項及び同条第二項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

2　関係県は、前条第一項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

3　政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

第三章　水俣病問題の解決に向けた取組

第七条　政府、関係県（補償法第四条第三項の政令で定める市を含む。第三項において同じ。）及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

一　救済措置を実施すること。

二　水俣病に係る補償法第四条第二項の認定等の申請に対する処分を促進すること。

三　水俣病に係る紛争を解決すること。

四　補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を終了すること。

2　政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

3　政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

第四章　公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し

（指定）

第八条　環境大臣は、関係事業者から申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該関係事業者を、この章の規定等の適用を受ける者として指定することができる。

一　当該関係事業者が公的支援を受けていること。

二　当該関係事業者がその財産をもって債務を完済することができないこと。

三　当該関係事業者が第五条第五項の一時金の確実な支給を行うために必要があると認められること。

四　水俣病に係る補償を将来にわたり確保するために必要があると認められること。

（事業再編計画）

第九条　前条の規定による指定を受けた者（以下「特定事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した事業の再編に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、環境大臣の認可を申請しなければならない。

一　株式会社を設立すること及び当該株式会社が設立に際して発行する株式の総数を特定事業者が引き受けること。

二　特定事業者が、個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、その事業を前号の株式会社（以下「事業会社」という。）に譲渡すること（以下「事業譲渡」という。）。

三　特定事業者が、事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式を引き受けること。

四　事業再編計画の実施及び事業譲渡の時期に関する事項

五　前各号に掲げる事項以外の事項であって、特定事業者の事業の再編に必要な事項

六　事業会社の事業計画

七　事業譲渡の時における特定事業者が総数を保有する事業会社の株式の評価額

八　第二号に規定する個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務の支払に関する特定事業者の資金計画

2　環境大臣は、前項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る特定事業者が第五条第一項の方針に基づく一時金の支給に同意しており、かつ、当該申請に係る事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、前項の認可をするものとする。

一　個別補償協定の将来にわたる履行及び公的支援に係る借入金債務の返済に、救済措置の開始の時点及び救済措置の対象者の確定の時点において支障が生じないと認められること。

二　事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること。

三　特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対

する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。

四　その内容が債権者の一般の利益に反するものではないこと。

3　環境大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

（事業譲渡等に関する特例）

第十条　株式会社である特定事業者（以下「特定会社」という。）がその財産をもって債務を完済することができないときは、当該特定会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条第一項並びに第四百六十七条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項であって、前条第一項の認可を受けた事業再編計画（以下「認可事業再編計画」という。）に記載されたものを行うことができる。

一　事業譲渡

二　資本金の額の減少

2　前項の許可（以下「代替許可」という。）があったときは、当該代替許可に係る事項について株主総会の決議があったものとみなす。

3　代替許可に係る事件は、当該特定会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

4　裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を特定会社に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

5　前項の規定によってする公告は、官報に掲載してする。

6　代替許可の決定は、第四項の規定による特定会社に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

7　代替許可の決定に対しては、株主は第四項の公告のあった日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

8　第三項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編（第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。）の規定を準用する。

（代替許可に係る登記の特例）

第十一条　前条第一項第二号に掲げる事項に係る代替許可があった場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（事業会社の株式の譲渡）

第十二条　特定事業者は、事業会社の株式の全部又は一部を譲渡しようとするときは、あらかじめ、環境大臣の承認を得なければならない。

2　環境大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議するとともに、第十七条第二項の指定支給法人にその旨を通知しなければならない。

3　環境大臣は、第十九条第一項の補償賦課金の確保及び公的支援に係る借入金債務の返済の確保その他債権者の保護に関する政府の方針に従って、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、第一項の株式の譲渡に係る承認をすることができる。

一　第十九条第一項の補償賦課金を株式の譲渡により確保できること。

二　公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと見込まれること。

三　第一項の株式の譲渡の後に債権者の一般の利益が害されることがないこと。

4　環境大臣は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。

（事業会社の株式の譲渡の暫時凍結）

第十三条　事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結する。

（詐害行為取消権及び否認権の適用除外）

第十四条　特定事業者が認可事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条、破産法（平成十六年法律第七十五号）第百六十条及び第百六十一条、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百二十七条及び第百二十七条の二並びに会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。

（報告及び検査）

第十五条　環境大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、特定事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、特定事業者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定事業者に係る命令）

第十六条　環境大臣は、特定事業者の業務又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、特定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　環境大臣は、特定事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく環境大臣の処分に違反したときは、当該特定事業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

第五章　指定支給法人

（指定）

第十七条　環境大臣は、一般財団法人であって、次条第一項に規定する業務（以下「支給業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、支給業務を行う者として指定することができる。

2　環境大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定支給法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3　指定支給法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

4　環境大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を官報で公示しなければならない。

（業務）

第十八条　指定支給法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　第五条第六項の規定により関係事業者から委託を受け、同条第五項の一時金を支給すること。

二　継続補償受給者（第十二条第一項の株式の譲渡の開始の時までに継続補償受給者となった者（その親族を含む。）に限る。以下同じ。）に対し個別補償協定に定められた補償給付の支給に相当する支給を行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　指定支給法人は、次条第四項の規定により特定事業者から補償賦課金の納付があった時か

ら、前項第二号に掲げる業務（以下「個別補償支給業務」という。）を開始するものとする。

（個別補償支給業務に要する経費の確保）

第十九条　第十二条第一項の規定により特定事業者が事業会社の株式を譲渡した場合には、指定支給法人は、将来にわたる個別補償支給業務の実施に必要な経費に充てるため、特定事業者から補償賦課金を遅滞なく徴収しなければならない。

2　指定支給法人は、第十二条第二項の通知を受けた場合には、前項の補償賦課金の額及び徴収方法について、環境大臣の認可を受けなければならない。

3　指定支給法人は、前項の認可を受けたときは、特定事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、補償賦課金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4　特定事業者は、第十二条第一項の事業会社の株式の譲渡によって得られた収入（以下「事業会社株式に係る譲渡収入」という。）から、前項の通知に従い、指定支給法人に対し、遅滞なく補償賦課金を納付しなければならない。

5　指定支給法人が継続補償受給者に前条第一項第二号の支給を行った場合には、特定事業者は、その価額の限度で、当該継続補償受給者に対し、補償給付を支給する義務を免れる。

6　指定支給法人は、第四項の規定により特定事業者から納付された補償賦課金を個別補償支給業務に充てるため、次条の補償基金に積み立てなければならない。

（補償基金）

第二十条　指定支給法人は、個別補償支給業務に関する基金（以下「補償基金」という。）を設け、前条第四項の規定により特定事業者が補償賦課金として納付した金額をもってこれに充てるものとする。

（事業計画等）

第二十一条　指定支給法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支給業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定支給法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支給業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

第二十二条　指定支給法人は、補償基金に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十三条　指定支給法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、支給業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（帳簿）

第二十四条　指定支給法人は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、支給業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（解任命令）

第二十五条　環境大臣は、指定支給法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は支給業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定支給法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第二十六条　環境大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、指定支給法人に対し、支給業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第二十七条　環境大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、指定支給法人に対し、支給業務若しくは財産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定支給法人の事務所に立ち入り、支給業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（業務の休廃止）

第二十八条　指定支給法人は、環境大臣の許可を受けなければ、支給業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　環境大臣が前項の規定により支給業務の全部の廃止を許可したときは、当該指定支給法人に係る指定は、その効力を失う。

3　環境大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第二十九条　環境大臣は、指定支給法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の指定を取り消すことができる。

一　支給業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三　不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。

2　環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3　第一項の規定により指定を取り消した場合において、環境大臣がその取消し後に新たに指定支給法人を指定したときは、取消しに係る指定支給法人の支給業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定支給法人に帰属する。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定により指定を取り消した場合における支給業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第六章　雑則

（法人税に係る課税の特例）

第三十条　特定事業者が認可事業再編計画に基づいて事業会社への事業譲渡を行ったときは、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額及び各連結事業年度において生じた個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該特定事業者に帰せられる金額を加算した金額）で政令で定める金額のうち、当該事業譲渡の時における当該事業会社の株式の価額として政令で定める金額から当該事業譲渡に係る純資産価額（当該事業譲渡に係る資産の帳簿価額から当該事業譲渡に係る負債の帳簿価額を控除した金額をいう。）を控除した金額に達するまでの金額は、当該事業譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の十三及び第八十一条の十の規定は、適用しない。

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　事業年度　法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二　連結事業年度　法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

三　欠損金額　法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。

四　連結欠損金額　法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。

五　個別欠損金額　法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。

六　連結所得　法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。

3　特定事業者が第十九条第四項の規定により指定支給法人に補償賦課金を納付した場合における当該補償賦課金に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一及び第六十八条の九十五の規定の適用については、同法第六十六条の十一第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」とする。

4　第二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他同項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（登録免許税に係る課税の特例）

第三十一条　特定事業者が、認可事業再編計画に基づき事業会社を設立する場合には、当該事業会社の設立の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2　前項の事業会社が、認可事業再編計画に基づき事業譲渡の対価として新たに株式を発行する場合には、当該株式の発行による当該事業会社の資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

3　第一項の事業会社が、認可事業再編計画に基づいて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産の所有権を取得した場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

（不動産取得税に係る課税の特例）

第三十二条　事業会社が認可事業再編計画に基づいて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（救済措置の実施等に必要な支援）

第三十三条　特定事業者が第五条第五項の一時金の支給を円滑に行うことができるよう、政府及び関係県は、予算の範囲内において、特定事業者に対する支援について、所要の措置を講ずるものとする。

2　環境大臣は、関係金融機関等に対して、特定事業者に対する支援の継続を要請するものとする。

（公的支援に係る借入金債務の返済等の方針）

第三十四条　特定事業者は、事業会社株式に係る譲渡収入から第十九条第四項の規定により指定支給法人に納付した金額を控除した残額（当該残額の運用によって得られた収益を含む。）については、まず水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務に充当し、次に環境大臣が指定する債務及び認可事業再編計画の遂行に必要な費用に充当することができる。

（地域の振興等）

第三十五条　政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

（健康増進事業の実施等）

第三十六条　政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆（きずな）の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

2　政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第三十七条　政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2　前項の公表に当たっては、指定地域等居住者又はその家族の秘密又は私生活若しくは業務の平穏が害されることがないよう適切な配慮がされなければならない。

3　政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4　関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。

第七章　罰則

第三十八条　第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十九条　第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二　第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して

答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三　第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十二条　第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第　号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「平成八年九月三十日まで」を「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第　号）附則第二条の規定の施行の日から当分の間」に、「附則第十二条」を「附則第四条」に改め、同項第二号中「昭和六十二年八月三十一日以前に」を削り、「していた」を「した」に改め、同条第二項中「により環境庁長官が受けた申請に関し」を「による申請を受けた場合には」に改め、同条第三項中「附則第十二条」を「附則第四条」に改める。

第四条を次のように改める。

（認定審査の促進）

第四条　県知事等は、認定等の申請をした者で第二条第一項各号に掲げるものの迅速かつ公正確実な救済のため特に必要があると認めるときは、環境大臣と協議の上、環境大臣に対して、当該認定等の申請に係る事案を移送することができる。

2　県知事等は、前項の規定により事案を移送しようとするときは、当該移送に係る認定等の申請をした者の同意を得なければならない。

3　第一項の規定により事案が移送されたときは、当該移送に係る認定等の申請をした者は、第二条第一項の規定に基づき環境大臣に対して申請を行つたものとみなす。

第五条第三項中「附則第十五条」を「附則第六条」に、「附則第十二条」を「附則第四条」に、「附則第十八条」を「附則第八条」に改める。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法第二条第二項の規定により行われた認定に関する処分は、前条の規定による改正後の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法第二条第二項の規定により行われた認定に関する処分とみなす。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百十七条の次に次の一条を加える。

（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第三百十七条の二　水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「環境大臣」を「審理員」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「同法第四十八条において準用する同法第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十一年法律第　号）第三十三条」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に改める。

理　由

水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百十五億円の見込みである。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十一年七月三日

提出者

環境委員長　水野　賢一

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　基本方針（第十三条）
第三章　地域計画等（第十四条―第十六条）
第四章　海岸漂着物対策の推進
第一節　海岸漂着物等の円滑な処理（第十七条―第二十一条）
第二節　海岸漂着物等の発生の抑制（第二十二条―第二十四条）
第三節　その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策（第二十五条―第三十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策（以下「海岸漂着物対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。

2　この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

3　この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

（総合的な海岸の環境の保全及び再生）

第三条　海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを旨として、行われなければならない。

（責任の明確化と円滑な処理の推進）

第四条　海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

（海岸漂着物等の発生の効果的な抑制）

第五条　海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない。

（海洋環境の保全）

第六条　海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

（多様な主体の適切な役割分担と連携の確保）

第七条　海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。

（国際協力の推進）

第八条　海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第九条　国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念（次条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。）にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第十一条　事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

2　国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

3　事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。

（連携の強化）

第十二条　国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第二章　基本方針

第十三条　政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一　海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

二　次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項

三　第十五条第一項の協議会に関する基本的事項

四　海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関する重要事項

3　環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。

5　環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6　前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章　地域計画等

（地域計画）

第十四条　都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする。

2　地域計画には、次の事項を定めるものとする。

一　海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

二　関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

三　海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

3　都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

4　都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会の協議に付さなければならない。

6　都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

（海岸漂着物対策推進協議会）

第十五条　都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会は、次の事務を行うものとする。

一　都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。

二　海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。

3　前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

（海岸漂着物対策活動推進員等）

第十六条　都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

2　都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

3　海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

一　海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。

二　住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。

三　海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四　国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第四章　海岸漂着物対策の推進

第一節　海岸漂着物等の円滑な処理

（処理の責任等）

第十七条　海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。

2　海岸管理者等でない海岸の土地の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下この条において同じ。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

3　市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海岸の土地の占有者に協力しなければならない。

4　都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

（市町村の要請）

第十八条　市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（協力の求め等）

第十九条　都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2　環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。

第二十条　都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

（外交上の適切な対応）

第二十一条　外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

第二節　海岸漂着物等の発生の抑制

（発生の状況及び原因に関する調査）

第二十二条　国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。

（ごみ等を捨てる行為の防止）

第二十三条　国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（土地の適正な管理に関する助言及び指導等）

第二十四条　国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2　土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

第三節　その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

（民間の団体等との緊密な連携の確保等）

第二十五条　国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

（海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進）

第二十六条　国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発）

第二十七条　国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならない。

（技術開発、調査研究等の推進等）

第二十八条　国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（財政上の措置）

第二十九条　政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2　政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3　政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

（海岸漂着物対策推進会議）

第三十条　政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2　海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によって構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。

3　海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸漂着物対策推進会議に進言する。

（法制の整備）

第三十一条　政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理　由

海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院会議録第三十六号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三	二	二五	第二条	第二項

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一一五円（本体一一〇円）